

会 議 録 (要旨)

令和2年度 第4回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 令和2年11月10日(火) 13時30分

開催場所 和光市保健センター 予防接種室

開会時刻 13時27分

閉会時刻 15時05分

出席委員

事務局

佐々木 好評 清水 善行 鈴木 正敏 和田 百合子 内野 裕嗣 佐藤 貴映 原 彰男 大友 絹江 (会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義 (会長) 津川 知子 山崎 操 <p style="text-align: right;">(12人)</p>	保健福祉部長 健康保険医療課長 健康保険医療課長補佐 国保医療政策担当統括主査 国保医療政策担当主任 国保医療政策担当主任 ヘルスサポート担当統括主査 ヘルスサポート担当主任	川辺 聡 渡部 剛 森谷 聡子 斉藤 寛子 大坂 秀樹 齊藤 哲也 梶原 絵里 端山 明子
---	--	--

欠席委員

傍聴 0人

菅野 隆
 佐々木 淳

(2人)

備考

会議資料
 次第、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料

会議録作成者氏名 斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
森谷課長補佐	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、令和2年度第4回国民健康保険運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
川辺部長	<p>2 あいさつ</p> <p>第4回国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>本日の会場であります保健センターは、来年度より隣に建設中の広沢複合施設の中に移転します。この保健センターは昭和56年10月に建設されまして約40年間にわたり各種健診や当時は予防接種なども行っていた施設です。</p> <p>さて、本日は、地方税法改正に伴う和光市国民健康保険税条例改正、令和2年度和光市国民健康保険特別会計補正予算、前回から引き続きの和光市国民健康保険ヘルスプラン（国民健康保険税率等の改正）について、ご審議いただく予定となっております。</p> <p>前回いただいたご意見を基に資料を用意いたしましたので、皆様には忌憚のないご意見を述べていただき、実効性のある計画を策定し、今後の和光市国民健康保険の適切な運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
金子会長	<p>3 諮問</p> <p>川辺部長より金子会長へ、諮問書を交付</p> <p>4 諮問事項</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>和田委員、大友委員の二人にお願いします。</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>それでは、諮問事項1「和光市国民健康保険税条例の改正について」、事務局より説明願います。</p> <p>今回の改正は、保険税軽減判定基準額の改正についてです。平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられ、33万円から43万円になります。国保制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、特段の措置を講じない場合、給与所得又は年金所得の方は、保険税の軽減判定に用いる「総所得金額等」が影響を受け、増額してしまうことにより、軽減判定基準に該当しなくなるケースが生じてきます。そのような影響が生じないようにするため、改正を行うものです。</p> <p>具体的な内容については、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減については、現行では、世帯内の所得合計が、7割軽減では、基礎控除額33万円以下、5割軽減では、基礎控除額33万円+28万5千円×被保険者数以下、2割軽減では、基礎控除額33万円+52万円×被保険者数以下となっています。それらにつきまして、【改正後】は、7割軽減では、基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下、5割軽減では、基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+28万5千円×被保険者数以下、2割軽減では、基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+52万円×被保険者数以下とするものです。</p> <p>施行期日は、令和3年1月1日となります。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、審議に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>地方税法の改正とういことで、軽減基準の金額が変わるということは、軽減の額や世帯数にどのように影響するのか、国保税にどのように影響するのか説明をお願いします。</p>
渡部課長	<p>給与所得等の控除の額が変わったとうことが大きなところでは。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>例えば、200万円の給料の方は、給与控除が78万円あります。そうすると、122万円の所得となります。これが改正後は控除額が10万円下がることから、所得は132万円となります。所得が上がってしまうことにより税額が上がらないように基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、影響がないようにするものです。そもそもこのような改正が行われたのは、働き方改革ということで、いろいろな働き方がある中で控除額を引き下げましょうということです。しかし、これでは低所得者の方など影響がでてしまうことから基礎控除の部分については引き上げましょうということです。国保に関しても同様に影響を受けないようにするために改正を行うものです。</p> <p>具体的に申し上げますと、これまでは、給与収入で90万円の方は65万円の控除があり、所得は25万円となって、7割軽減に該当していましたが、今後は、控除が55万円に引き下げられるため、所得は35万円となります。その結果、7割軽減に該当せず5割軽減となってしまいます。このような影響が出ないようにするための改正となっています。</p>
鈴木委員	<p>国保税の影響はでないという理解でよろしいでしょうか。</p>
渡部課長	<p>給与収入及び年金収入の方は影響はございません。しかし、自営業の方は、給与控除や年金控除がないので、収入から経費を差し引いて所得を出しますので、その方々には若干影響があります。所得額はこれまでと変わりませんが、軽減判定の基準額が基礎控除が引き上げられた分、上がりますので、軽減に該当する方が増えるということになります。現時点で試算してみますと、5割軽減だった方が7割軽減になったり、2割軽減だった方が5割軽減になったり、軽減に該当しなかった方が2割軽減になるという世帯は、120世帯となります。</p>
金子会長	<p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項1「和光市国民健康保険税条例の改正について」、ご承</p>

発言者	会 議 内 容
斉藤統括主査	<p>認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項1については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に、諮問事項2「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、事務局より説明願います。</p> <p>今回の補正予算は、令和2年度予算現額64億7,229万8千円に100万円増額し、補正後の予算額を64億7,329万8千円とするものです。</p> <p>歳出について、「款7諸支出金」は、一般被保険者の保険税の過誤納還付金について、新型コロナウイルス感染症に伴う減免により、過誤納還付金が当初の見込みより増加するため、100万円を増額補正するものです。</p> <p>次に、歳入について、「款7繰入金」は、先ほど、歳出の方でご説明しました過誤納還付金の財源として、財政調整基金繰入金を増額補正するものです。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、審議に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>国保税の減免のための補正ということですが、現時点で減免申請はどのぐらい出ているのでしょうか。</p>
渡部課長	<p>令和2年2月分に遡って減免することができますので、令和2年2月、3月分は令和元年度分、令和2年4月分以降が令和2年度分となります。</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分を合わせて354件の申請がありました。合計の減免額は、3,740万円となっています。</p> <p>過誤納還付金は、遡って所得が修正されたり、転出や社保加入により資格を喪失した場合に、保険税を還付するものですので、今回</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>の還付金は、令和元年度分の還付金となっており、先ほどの減免額のうち、令和元年度の還付金の分は、約280万円となっています。昨年度の過誤納還付金の決算額は、約800万円で、今年度の当初予算額は1,000万円ですので、不足分として100万円を見込んで増額補正したものです。</p> <p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項2「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（採決）</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項2については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に、諮問事項3「和光市国民健康保険ヘルスプラン（国民健康保険税率等の改正）について」は、前回に引き続きの審議事項となります。事務局より説明願います。</p>
端山主任	<p>和光市国民健康保険ヘルスプラン（第5章）について説明します。前回説明いたしました集計・分析結果から、脳梗塞・心筋梗塞の入院発症者及び新規人工透析導入者は減少が見られました。一方で、健康課題として、①血圧、血糖、脂質のうち2つ以上が基準値を超えるマルチリスクの方が増加しており、そのうち腹囲が基準値以下も含まれること、ならびに②メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健診・特定保健指導が国の目標値と乖離していることが同計画策定から引き続き見られており、課題解決のための保健事業の実施方法について一部見直しを行いました。</p> <p>1ページをご覧ください。健康寿命の延伸と医療費適正化を図るため、令和3年度から5年度までの具体的な目標値を設定しています。高額医療に結びつく脳梗塞・心筋梗塞・新規人工透析者の低減、及び糖尿病・高血圧症・脂質異常症の傷病名を2項目以上合併</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>する者の減少を更に進めていきます。</p> <p>2 ページ以降については、特定健診・保健指導等の重点施策について、2～13 ページに記載しています。</p> <p>主な具体的事業としては、特定健診の受診率向上のための受診勧奨事業として、AI（人工知能）を活用し対象者の特性に合わせたタイプ別受診勧奨文書を作成、送付する未受診者への受診勧奨を令和2年度から開始しております。来年度は、同事業が埼玉県主体による都道府県国保ヘルスアップ事業予定となり、当市は参加申請をしております。</p> <p>他に、生活習慣病リスク改善対策として、マルチリスク者への文書による情報提供、対象者の方の生活状況アンケートに基づいた個別アドバイスの充実を図ります。</p> <p>ヘルスプラン（第5章）素案についてご意見等ありましたら、11月20日（金）までに事務局までお願いします。</p> <p>引き続きまして、国民健康保険税の改正について説明します。</p> <p>まず、税率設定の考え方としましては、(1)賦課方式については、中間所得者層や低所得者層の負担の増加に配慮し、現行の4方式を維持します。ただし、県が定める運営方針では、すべての市町村で2方式となることを目指すとされていることから、今後、2方式の導入を検討していきます。(2)賦課割合については、応能と応益の割合は、原則50対50となりますが、低所得者への負担軽減のため、現状の67：33程度を維持します。(3)賦課限度額については、法律の改正に基づき、法定限度額となるよう毎年度見直しを行います。(4)収納率については、令和元年度決算では、91.67%ですが、91.8%と見込みます。</p> <p>賦課方式を2方式とした場合や賦課割合を50対50とした場合、どのような影響があるのかということにつきましては、参考資料としてお配りしております資料の1と2を参考としてください。</p> <p>これら4つの考え方のもと保険税について検討を進めたいと思います。前回会議において、令和3年度から令和5年度の3年間については、5%上げる改正案を提示させていただきました。その中のご意見として、複数のパターンの財政推計、税率改正案を示してほ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>しいとの意見がありましたので、作成しております。</p> <p>財政推計は、法定外繰入金を、令和3年度から令和5年度の3か年について、毎年度1億5千万円繰入れた場合で、一人当たり保険税額を5%、7%、10%、12%、15%増加させた5つのパターンを推計しました。</p> <p>(1)一人当たり保険税額を5%上げた場合です。こちらは、前回会議において示した内容と同様のものになります。今回の計画期間の最終年である令和5年度末の基金現在高が約4億9千万円となり、令和6年度からの3か年は36%上げる必要があります。</p> <p>(2)一人当たり保険税額を7%上げた場合です。令和5年度末の基金現在高は、約5億5千万円を確保することができ、令和6年度からの保険税額は32%上げる必要があります。</p> <p>(3)一人当たり保険税額を10%上げた場合です。令和5年度末の基金現在高は、約6億5千万円を確保することができ、令和6年度からの保険税額は25%上げる必要があります。</p> <p>(4)一人当たり保険税額を12%上げた場合です。令和5年度末の基金現在高は、約7億3千万円を確保することができ、令和6年度からの保険税額は20%上げる必要があります。</p> <p>(5)一人当たり保険税額を15%上げた場合です。令和5年度末の基金現在高は、約8億1千万円を確保することができ、令和6年度からの保険税額は15%上げる必要があります。</p> <p>また、これらのケースのほか、法定外繰入金を変えた場合については、参考資料の3で示しております。こちらは、令和5年度末基金残高を、5%上げた際と同様に、約5億円を確保するとした場合に、法定外繰入金を変えたらどうなるのかという推計を行いました。令和3年度から5年度の法定外繰入金を各年度1億円とした場合は、一人当たり保険税額は10%上げる必要があり、令和6年度以降も30%上げる必要があります。法定外繰入金を2億円とした場合は、令和3年度からの3か年は1%の上昇に抑えられるものの、令和6年度からは42%上げる必要があります。</p> <p>また、参考資料の4では、改正後の保険税額がどのようになるのか、4種類のモデルケースで比較したものとなっております。</p> <p>その他、所得区分別世帯数や県内市町村の保険税率の資料を準備さ</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長	<p>せていただいておりますので、参考としてください。</p> <p>ただ今の説明に、補足をさせていただきます。</p> <p>資料は、資料4の2ページをご覧ください。5%上げた場合の資料になります。前回の会議においてもご説明しましたが、5%の増加につきましては、被保険者の急激な負担増とならないように、一人当たり保険税額を現行のままで見込める保険税額の一定程度の増加にとどめようということから、「5%」という増加率を持っています。しかし、保険税を5%増加しても財政収支としては不足分が生じてしまいますので、その部分については、全市民の会計である一般会計からの法定外繰入金とこれまでの基金の取り崩しで賄うこととします。</p> <p>なお、国及び県の方針に基づきまして、国民健康保険特別会計は独立で採算をとらないといけないことから、法定外繰入金については、解消・削減させていく必要があります。しかしながら、一度に削減することは、被保険者の大幅な負担増となることから、令和3年度からの3年間につきましては、毎年度1億5千万円を繰り入れることを予定したのもです。</p> <p>また、基金についても、令和6年度からの第3期計画期間における税率改正に備え、一定額の基金残高を確保していかねばなりません。</p> <p>これらの点を、総合的に考慮しながら、一つの案として、「5%」上げるという改正案をお示ししたところです。なお、「5%」という改正率は、前回、3年前の改正と同じ改正率となります。</p> <p>そのような中で、後年度である令和6年度以降の増加率にも注目し、今回の改正においては可能ならば5%ではなく、もう少し増加率を引き上げる案も示すべきだというご意見もいただいたところです。健康保険を含めた医療保険については、一人当たりの医療費が増大している中で、被保険者一人一人においても一定の負担増を求めていくことは必要ではないかと考えております。しかし、急激な増加は避けるべきで、そのための方策をとる必要があります、その点を踏まえて、今回、7、10、12、15%上げる案をお示しするも</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>のです。</p> <p>本日については、令和3年度からの保険税について、どのような方向性で行くのかをご議論していただければと思っております。</p> <p>また、法定外繰入金についても、前回の会議においてご意見を多くいただきました。まず、保険者である市として行うべきことは、医療費の適正化を進め支出である納付金の増加率を少しでも抑えること、収納率を上げ財政推計以上の税収を確保すること、保険者努力支援制度をはじめとする国・県の公費を獲得し収入の増加を図ることが、第一に必要なことだと考えております。2ページの財政推計では、令和5年度末の基金残高は、4億9千万円となっておりますが、これらを実施することで、基金残高の上積みを図ってまいります。それにより、第3期の計画期間である令和6年度以降の3年間について、この試算では36%上げる必要があるとなっておりますが、これを低減していくことを目指す必要があるものと考えております。</p> <p>その上で、被保険者の負担軽減のために、法定外繰入金が必要かどうかの判断を、次の税率改正の検討時期に判断していきたいと考えております。</p> <p>補足をさせていただきます。今回の目的と制限についてお話させていただきます。今回は、令和3年度からの3年間を一律にどの程度保険税率を上げるかということを決めることが一つの目的です。事務局からの説明がありましたが、令和9年度には法定外繰入金を0にするということが国・県が出している方針となっております。それに基づき、資料は作成しています。令和9年度には法定外繰入金がありませんので、その財源をどのようにするのか、結果的には税で補うということになると思います。その中で、令和3年度からの3年間を5%上げるとした場合には、令和6年度からは36%増加する必要があるという推計になっています。これを下げる方法としては、法定外繰入金を入れるか、基金繰入金を入れるか、税で補うかのいずれかになると思います。令和9年度に法定外繰入金をなくすという国・県の目的を果たすためには、どうしても保険税率をあげなくてはならないということです。できれば、令和3年度から</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>の保険税率を上げたくはないのですが、上げないと、令和6年度からの保険税率がさらに高くなってしまうということです。</p> <p>法定外繰入金をなくすと、評価の部分で県から交付金が交付されるということもあるようですが、金額にすると大きくはないようですので、この交付金に関わらず、保険税率の改正について審議した方がよいと思います。</p> <p>ご質問・ご意見をお願いします。</p> <p>所得階層別の税率改正したことによる影響額はどのようになりますか。課税限度額になっている階層は影響はないと思いますが。</p> <p>2方式にするとまた別の影響があるのかと思います。その辺りも見えていかないといけないと思います。</p> <p>国から法定外繰入金をなくすということはこれまでもずっとその方向性であったわけで、法定外繰入金を入れずにしている自治体もあるとは思いますが、埼玉県内では、ほとんど繰入れています。医療費についても高齢化が進めば、上がっていくと思いますし、そのような中での財政運営はとても厳しいと思います。</p> <p>国・県の方針どおりに法定外繰入金をなくさなかった場合に、国等から何か禁止されるのでしょうか。その辺りも踏まえて、税率改正について考えていかなければならないと思います。</p> <p>所得階層別の影響額については、所得がない方には所得割を上げても影響がないわけですが、階層別の影響額について示していただきたいと思います。</p>
渡部課長	<p>参考資料の4で、モデルケースということで、世帯人数及び所得別で、影響額について、4パターン示させていただいています。所得階層別のすべてではないのですが、主なパターンについて、増加率別にどれぐらい保険税額が上がるのかを示しています。また、次のページでは、所得階層別の世帯数が示されており、どの階層に世帯が多くいるのかがわかるものとなっています。一番多いのは所得の少ない階層となっています。先ほど課税限度額というお話もありましたが、だいたい所得700万円ぐらいを超えますと課税限度額</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>に該当してきます。</p> <p>こちらの資料も見ていただいて、どれぐらいの上げ幅になるのかということの参考にしていただければと思います。</p> <p>また、法定外繰入金についてですが、現在の法律では、和光市も法定外繰入金を入れている状況ですが、今後、この法律も見直すという話もあります。例えば、介護保険制度ですと、3年間で収支を0にしろということ、法定外繰入金を繰り入れる余地がない状態になっています。それと同様の形に国保もしてはどうかという議論が始まる可能性があるという状況です。もし、そうなった場合には、法定外繰入金ができなくなるという可能性もございます。この辺りはまた情報が入りましたら、皆様にもお伝えしていきたいと考えています。</p> <p>法定外繰入金については、市長の考えも確認した上で、将来的にはなくすということを目指して、段階的に削減していくなど取り組んでいきたいと考えています。</p>
清水委員	<p>法定外繰入金について、令和8年度末には0にしたいということで、資料に示されている令和8年度末の基金現在高が1億円というのは、何か決まっているのでしょうか。それとも1億円確保したいという希望なののでしょうか。</p>
渡部課長	<p>歳入歳出全体60億円規模の会計ですので、基金をすべて活用した上でも、前年度の過不足などの繰越金などで1億円程度は残ると考えます。これまでの基金については、なるべく後年度の負担に備えて基金を確保しておきたいという考えのもとで積み立ててまいりましたが、この財政推計の令和8年度末の1億円は、その考えとは異なるものとなっています。</p>
清水委員	<p>結果としては、法定外繰入金をどうするのか、また、保険税率をどうするのかしかならないと思います。</p> <p>参考資料の3の財政推計において、法定外繰入金1億円の場合と2億円の場合が示されています。保険税額をどれぐらい増加したものとなっているのでしょうか。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長	<p>法定外繰入金を1億円とした場合は、令和3年度から令和5年度は、保険税額を10%増加しなければならないという結果となっています。</p>
金子会長	<p>国・県において、法定外繰入金をどうするのか決められてしまうと、保険税率をどうするのかということしか方法はないのです。基金をたくさん活用したいのですが、今後、基金を積み立てて、多く確保していくということも見込めないと思います。</p> <p>令和9年度以降、法定外繰入金をどうするのかといった方針次第で変わってくるということはあると思いますが、平成30年度から県が保険者に加わり、財政運営の主体となったことは、法定外繰入金をなくしていくということも目的のひとつとなっています。令和9年度以降、国の交付金を入れてくれるなどしてくれればよいのですが、そういったことも現時点ではわかりませんので、なかなか判断することは難しい状況です。</p> <p>東松山市は、法定外繰入金を0円にしたと思いますが、基金の状況はどうでしょうか。</p>
渡部課長	<p>東松山市は、令和元年度及び令和2年度の法定外繰入金が0円となっており、基金からの繰入金は行っている状況で、それにより保険税率を抑えているということもあると思います。</p>
金子会長	<p>令和6年度以降が40%増近くなってしまうと、これはとても厳しい状況ですし、被保険者への負担が大きくなってしまいます。</p> <p>後年度の負担を考えると、令和3年度からの保険税率を10%や15%上げておく必要もあるかと思います。</p>
清水委員	<p>令和2年度末時点の基金現在高を約13億円と推計していますが、支出の医療費の方は、令和3年度以降、どれぐらいの増加を見込んでいるのでしょうか。</p>
渡部課長	<p>平成29年度までは、支出は主に医療費で、その増加率によって</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>見込んでいたのですが、平成30年度からの制度改正によって、市は県への納付金という形で負担することになりました。埼玉県全体の医療費に対して、国からの交付金などさまざまなものを加算減算して、埼玉県全体で各市町村から集めなくてはならない納付金必要額というものを算出して、割り当てられている状況です。それが市の支出の主なものとなっています。その納付金がどうなっていくのかを見込んできたところでは、平成29年度までの3年間では、実績として医療費が約11.71%増加しています。今回の令和3年度から令和5年度までの一人当たり医療費の増加率は令和2年度比、8.5%増加と見込んでおります。毎年度、3%前後の増加となりますので、それに基づいて納付金がどのようになるのか推計を行っているものです。</p> <p>一人当たり医療費については、今後、下がるということは難しいと思いますが、上昇幅を抑えていく努力はしていかなければならないと考えています。しかし、年々、上がってしまうということで、その増加率によって納付金の推計を行っているものです。そして、その財源として、被保険者の方にどこまでの負担をしていただくかをご議論いただければと思います。</p>
金子会長	<p>和光市の場合は、令和3年、4年、5年の3年間を一括りにしていますので、一人当たり保険税額を5%上げるとした場合には、納付金としては、毎年度3%ずつ増加していくとすると、保険税は5%増加では足りないということです。</p> <p>毎年、納付金が3%、4%、5%増えた場合の推計を行っていただいて、検討することがよいのかもしれませんが。</p>
鈴木委員	<p>保険税収納額について、令和3年度から令和5年度と令和6年度から令和8年度を比較すると増加しております。被保険者数の推計も関係していると思いますが、どのように推計していますか。</p>
渡部課長	<p>被保険者数の減少については、これまでも年々減少しており、この傾向は、今後も続く見込んでおります。だいたい平均すると、年々3%ぐらい減少すると見込んでおり、令和4年度から令和6年</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>度については、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、多く減少すると見込んでおります。</p> <p>令和6年度以降の保険税収納額は、一人当たり保険税額を36%増した場合として計算しており、増加しています。</p>
鈴木委員	<p>被保険者数の減少も見込んだ上の推計となっていますか。</p>
渡部課長	<p>被保険者数の減少も見込んだ上で、保険税収納額は一人当たり保険税額を増加させたことによって、全体も増加となっています。</p>
鈴木委員	<p>今年度の決算見込みの状況はいかがでしょうか。医療費についてはコロナウイルス感染症の影響で、これまでと異なる状況になっているかと思います。現時点で決算見込みを出すとしたらどのようになりますか。</p>
渡部課長	<p>被保険者数については、昨年10月末と比較すると、約2.5%減少しております。</p> <p>保険給付費分については、昨年の3月から9月までと比較すると、約5.27%減少となっております。</p> <p>保険給付費の減少分については、これまでは、予算との差額が会計上残り、歳計剰余金となっていましたが、平成30年度からは、保険給付費は、県からの交付金で賄われ、保険給付費が減少すると同様に交付金も減少することから、歳出と歳入にそれほど差は生じない状況となります。</p> <p>その他では、公費をどれだけ獲得するか、また、収納率を向上させることによって、歳入を増やすということになります。</p> <p>収納率では、今のところは、昨年度を若干上回る収納率となっております。</p> <p>令和元年度の決算では、繰越金が約2億7千万円ありましたが、今年度以降もこの金額が続くかどうかは未定ですが、今回の財政推計においては、1億円を見込んでおります。この1億円を下回ることがないようにしないと更に運営が厳しくなると考えております。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	総額というよりも一人当たりの数値で見えていかないといけないと思います。
渡部課長	被保険者数は減少しており、保険給付費全体も減少傾向と見込んでおりますが、一人当たり医療費は増加するとしています。それに伴って、一人当たり納付金についても増加傾向としています。それを基準として、考えなければいけないと思います。
佐々木好委員	資料3の特定健診の受診率について、令和元年度で44.6%となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受診者が減少と書いてあります。私のことですが、3回申し込んで、やっと3回目に受け付けていただいた状況です。先週の金曜日にやっと終わったということで、大変でした。来年度は受診できるよう配慮していただきたいと思います。
渡部課長	今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、1日の枠を縮小しました。それにより予約が取れない方がいたという状況です。健診は12月まで行っており、現時点で12月はまだ空いている日があるようです。来年度についても、新型コロナウイルス感染症も踏まえ、1日の受け入れ人数を調整し、実施日数を増やししながら実施してまいりたいと考えております。
金子会長	新型コロナウイルス感染症の影響は、保険給付費が減るということでしょうか。
渡部課長	今年度は、昨年度と比較して、外来件数ですと13%程度減少していますので、保険給付費も減少すると考えられます。
金子会長	新型コロナウイルス感染症の影響は、一時的なものかもしれませんが、このままをすべて見込むということも、推計としてはどうかと思います。
川辺部長	財政推計の数値だけを見ても、実感としてなかなかわからないか

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>と思います。そのため、参考資料の7ページに4ケースのモデルケースで税額がどのようになるのか、現行との比較を示しています。この金額は、年額となっています。例えば、4人世帯で収入が50万円の世帯ですと、5%上げる場合、年額が24,500円増加する、7%上げる場合、年額が27,600円増加するといった状況となっています。この表が、実際に当てはめた数値に近いものだと思います。今回の会議において、何%上げるのがよいかといった結論を出すことは難しいとは思いますが、次回会議においては、協議会としての結論を出していただく必要がございます。資料をご確認いただき、次回会議において意見等をいただければと思います。</p> <p>次回の会議では、委員の皆さまには、被保険者の方にお願ひする負担について、資料を参考に、常識的な範囲でご判断いただきたいと思います。また、法定外繰入金についても令和9年度以降は0円にするという方針もございますので、そのあたりも踏まえ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>諮問事項1及び2の結果については、私から市長に報告します。</p>
渡部課長	<p>6 その他</p> <p>参考としたいデータ等がありましたら、事務局までお知らせください。準備させていただきます。</p>
金子会長	<p>7 閉会</p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>